

## 日本多施設共同コホート研究（J-MICC）及び山形分子疫学コホート研究 の間の協力体制に関する覚書

### 目的／理念

日本多施設共同コホート研究（J-MICC）と山形分子疫学コホート研究は、同一のプラットフォーム（同意取得手順、調査実施手順一質問票含む、生体試料収集・処理・保管手順/各ベースライン調査、二次調査共、追跡調査手順等）を有していることから、一方の解析結果を他方において検証したり、双方のデータを統合し解析することで、より高い研究的価値を生み出すことができる。このような特徴を持つ両研究活動は、共にわが国の公的研究費により運営されていることから、互いに協力することで、将来的には、各々のコホートで蓄積された情報を「国家的」財産（データベース）として有効活用し、国民の健康に、より大きな貢献を果たしたいと考える。

このような共通の理念の下、両者は相互に下記条項を遵守し、対等の立場で相互に独立しながらも、協力的に研究を推進することによって、円滑な協力体制を構築することをここに確認する。

### 記

- 第1条. 両研究組織は、互いの研究の進捗状況等の情報を交換し、相互理解を深めるものとする。
- 第2条. 両研究組織は、両研究者間の交流を図ることで、円滑な協力体制の構築に努める。
- 第3条. 協力体制の構築にあたっては、各研究組織が当該コホート研究における個別独自研究の実施および研究成果の発表を妨げるものではない。
- 第4条. 協力体制の構築にあたっては、各研究組織が独自にその他のコホート研究組織と共同研究を行ったり、協力体制を構築することを妨げるものではない。
- 第5条. 個々の事案につき互いに共同研究するか否かはその時点での各研究組織の判断に委ねるものとする。
- 第6条. ある事項について両研究組織が共同研究を実施する場合、解析および学術誌の発表などの必要な事項についてあらかじめ協議の上実施することとする。
- 第7条. 一方の研究組織が他方の研究組織に DNA、血清、血漿サンプルそのものを提供する場合は、測定結果を両研究組織が共有するとともに、試料提供を受けた側は共同研究目的以外に SNPs その他の情報を許可なく利用しないこととする。生活習慣情報についても当該共同研究項目以外の項目に関する情報は許可なく利用しない。
- 第8条. 両研究組織は第1～7条以外の事項で一方が必要と認めた場合、上記理念に照らして協議するものとする。

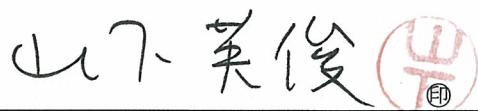


本覚書は、2通作成し、1通は、J-MICC Study 中央事務局、1通は、山形大学医学部先端分子疫学研究所 山形大学グローバル COE プログラム拠点形成事務局にて保管する。

2011年5月23日

日本多施設共同コホート研究 主任研究者  
  
(署名) 田中英夫

山形分子疫学コホート研究 研究代表者

  
(署名) 山下英俊